

# 平成22年度大気汚染調査結果の概要について

環境審議会大気部会

平成23年10月14日(金)

## 平成22年度大気汚染調査結果について

愛知県及び大気汚染防止法に定める4政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）は、同法第22条第1項の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染の常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

- 県内の大気汚染の状況について、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は平成21年度に引き続き、すべての測定局で環境基準を達成し、二酸化窒素はほとんどの測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成しませんでした。  
また、近年の傾向を年平均濃度で見ると、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は緩やかな減少傾向にありますが、光化学オキシダントは緩やかな増加傾向にあります。
- 有害大気汚染物質のベンゼン等12物質については、平成21年度に引き続き、すべて環境基準等を達成しました。

### 1 大気汚染常時監視結果

物質名	結果の概要
二酸化硫黄	一般環境大気測定局の24局、自動車排出ガス測定局の3局すべて環境基準を達成しました。
二酸化窒素	一般環境大気測定局の63局すべて、自動車排出ガス測定局の23局中22局(達成率96%)で環境基準を達成しました。
一酸化炭素	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の7局すべて環境基準を達成しました。
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局の63局、自動車排出ガス測定局の23局すべて環境基準を達成しました。
光化学オキシダント	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の11局すべて環境基準を達成しませんでした。

(注) 一般環境大気測定局は、一般環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。  
自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる環境大気の大気汚染状況を常時監視する測定局。

○ 3年間の環境基準達成状況の推移

物質名	局区分	環境基準達成測定局数／有効測定局数 (達成率)		
		20年度	21年度	22年度
二酸化硫黄	一般局	28／28 (100%)	28／28 (100%)	24／24 (100%)
	自排局	3／3 (100%)	3／3 (100%)	3／3 (100%)
二酸化窒素	一般局	72／72 (100%)	72／72 (100%)	63／63 (100%)
	自排局	25／28 (89%)	25／28 (89%)	22／23 (96%)
一酸化炭素	一般局	2／2 (100%)	2／2 (100%)	2／2 (100%)
	自排局	15／15 (100%)	14／14 (100%)	7／7 (100%)
浮遊粒子状物質	一般局	71／71 (100%)	71／71 (100%)	63／63 (100%)
	自排局	27／28 (96%)	28／28 (100%)	23／23 (100%)
光化学オキシダント	一般局	0／67 (0%)	0／67 (0%)	0／62 (0%)
	自排局	0／8 (0%)	0／9 (0%)	0／11 (0%)

## 2 有害大気汚染物質モニタリング結果

	物質名	結果の概要
環境基準 設定物質	ベンゼン	19地点すべて環境基準を達成しました。
	トリクロロエチレン	17地点すべて環境基準を達成しました。
	テトラクロロエチレン	17地点すべて環境基準を達成しました。
	ジクロロメタン	17地点すべて環境基準を達成しました。
指針値 設定物質	アクリロニトリル	17地点すべて指針値を満足しました。
	塩化ビニルモノマー	17地点すべて指針値を満足しました。
	水銀及びその化合物	15地点すべて指針値を満足しました。
	ニッケル化合物	15地点すべて指針値を満足しました。
	クロロホルム	17地点すべて指針値を満足しました。
	1,2-ジクロロエタン	17地点すべて指針値を満足しました。
	1,3-ブタジエン	19地点すべて指針値を満足しました。
ヒ素及びその化合物	14地点すべて指針値を満足しました。	

(注) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として環境省が設定した環境目標値。

○ 環境基準達成状況等の推移

- ・ 環境基準が定められた4物質について、平成20年度から平成22年度まで、すべての物質で環境基準を達成しました。
- ・ 平成22年度に新たに指針値が定められたヒ素及びその化合物は、指針値を満足しました。指針値が既に定められているその他の7物質については、平成20年度から平成22年度まで、すべての物質で指針値を満足しました。

## 3 今後の対応

引き続き常時監視に努め、環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NO<sub>x</sub>・PM法、NO<sub>x</sub>・PM要綱、あいち新世紀自動車環境戦略等に基づき、工場・事業場など固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

# 平成22年度大気汚染調査結果

## 第1 大気汚染常時監視結果

### 1 調査期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### 2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

### 3 調査区域及び測定局

6区域 45市町村（34市10町1村） 86測定局

（愛知県管理局53、名古屋市管理局17、豊橋市管理局7、岡崎市管理局5、豊田市管理局4）

区域	市 町 村 名	測定局数		
		一般環境 大気測定局	自動車排出 ガス測定局	合計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、 飛島村（一般国道23号以南の地域）	14	8	22
東三河区域	豊橋市、豊川市（旧豊川市地域及び御津町地域）、 蒲郡市、田原市（旧田原町地域）	10	2	12
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、清須市、弥富市、あま市、豊山町、 蟹江町	10	5	15
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（旧豊田市地域）、 小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、 東郷町、長久手町	12	3	15
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、 高浜市、阿久比町、東浦町、武豊町	9	1	10
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、 田原市（旧渥美町地域）、美浜町、一色町、 幸田町	8	4	12
計		63	23	86

（注1） 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第3の区域区分による。

（注2） 市町村名は、平成23年3月31日現在のものである。

（注3） 測定項目は測定局によって異なる。

## 4 調査結果

環境基準が定められている物質のうち常時監視を行った、二酸化硫黄等5物質の年平均値の経年変化をみると、二酸化硫黄及び一酸化炭素がほぼ横ばい、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が緩やかな減少傾向、光化学オキシダントが緩やかな増加傾向にあります。

### (1) 二酸化硫黄

#### ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成21年度に続き24局すべて達成しました。

全県年平均値は0.001ppm(21年度0.002ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成21年度に続き3局すべて達成しました。

全県年平均値は0.002ppm(21年度0.003ppm)です。

(2) 二酸化窒素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成21年度に続き63局すべて達成しました。

全県年平均値は0.014ppm(21年度0.015ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、23局中22局で達成し、達成率は96%となりました。

なお、21年度に非達成の3局では、2局で達成しました。

全県年平均値は0.023ppm(21年度0.024ppm)です。

(3) 一酸化炭素

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成21年度に続き2局すべて達成しました。

全県年平均値は0.5ppm(21年度0.4ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成21年度に続き7局すべて達成しました。

全県年平均値は0.4ppm(21年度0.4ppm)です。

(4) 浮遊粒子状物質

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成21年度に続き63局すべて達成しました。

全県年平均値は0.022mg/m<sup>3</sup>(21年度0.024mg/m<sup>3</sup>)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成21年度に続き23局すべて達成しました。

全県年平均値は0.024mg/m<sup>3</sup>(21年度0.026mg/m<sup>3</sup>)です。

(5) 光化学オキシダント

ア 一般環境大気測定局

環境基準については、平成21年度に続き62局すべて達成しませんでした。

全県年平均値は0.032ppm(21年度0.032ppm)です。

イ 自動車排出ガス測定局

環境基準については、平成21年度に続き11局すべて達成しませんでした。

全県年平均値は0.027ppm(21年度0.025ppm)です。

なお、平成22年度の光化学スモッグ予報等の発令日数は12日で、うち1日は注意報を発令しました。また、7月22日に豊橋市で12人の光化学スモッグによると思われる健康被害の届出がありました。

## 環境基準の達成状況

		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学 オキシダント (O <sub>x</sub> )		
年 度		20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
一般局	有効測定局数	28	28	24	72	72	63	2	2	2	71	71	63	67	67	62
	達成測定局数	28	28	24	72	72	63	2	2	2	71	71	63	0	0	0
	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0
自排局	有効測定局数	3	3	3	28	28	23	15	14	7	28	28	23	8	9	11
	達成測定局数	3	3	3	25	25	22	15	14	7	27	28	23	0	0	0
	達成率 (%)	100	100	100	89	89	96	100	100	100	96	100	100	0	0	0
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。  (昭和48年5月16日 環境庁告示)		1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。  (昭和53年7月11日 環境庁告示)		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。  (昭和48年5月8日 環境庁告示)		1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。  (昭和48年5月8日 環境庁告示)		1時間値が0.06ppm以下であること。  (昭和48年5月8日 環境庁告示)							
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日付け環大企第143号)		年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。  (昭和53年7月17日付け環大企第262号)		年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日付け環大企第143号)		年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。  (昭和48年6月12日付け環大企第143号)		年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。  (昭和48年6月12日付け環大企第143号)							

注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

注2 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としないものとする。

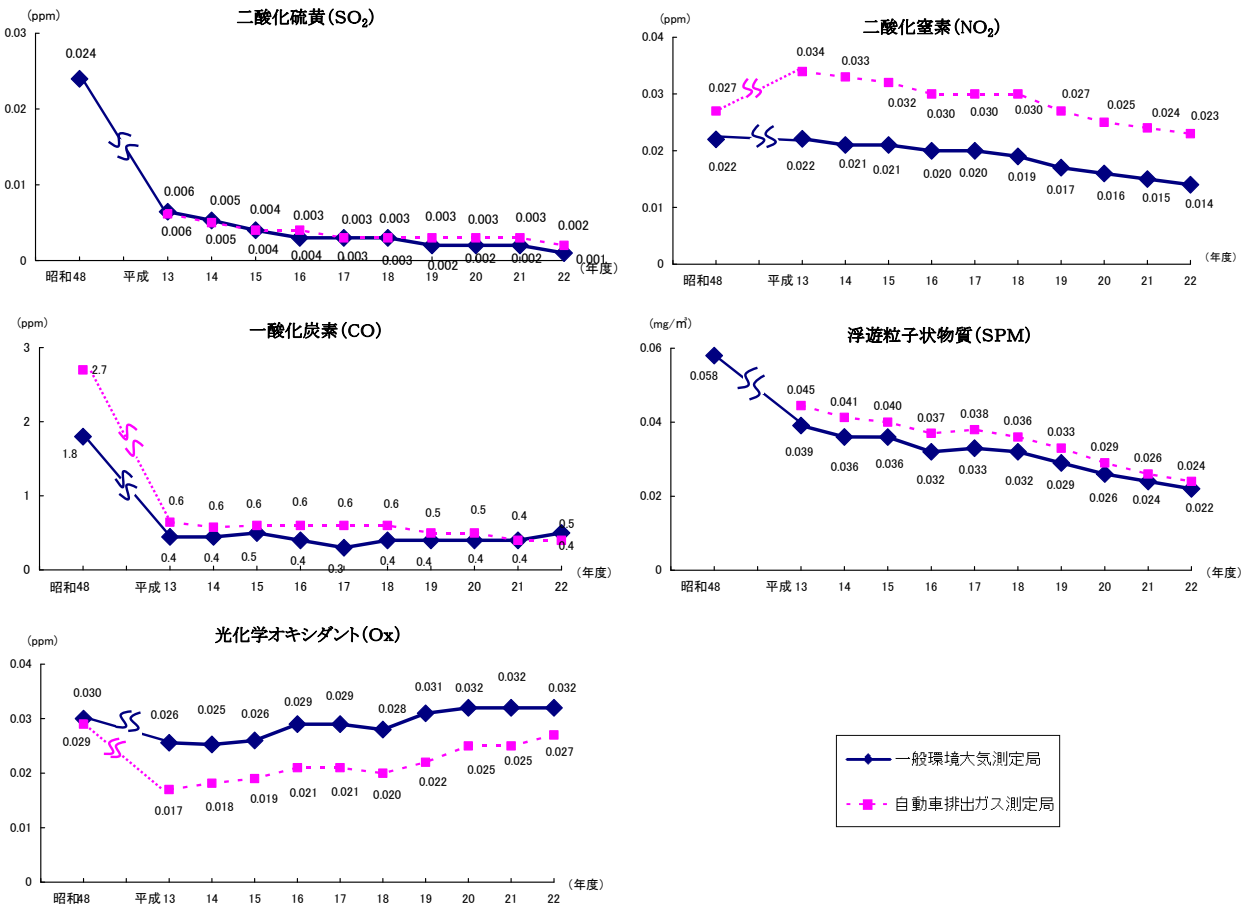
注3 有効測定局とは年間測定時間が6,000時間以上(光化学オキシダントを除く。)の測定局をいう。

## 全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化

物質名	局区分	項目	年度										
			48	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
二酸化硫黄	一般局	年平均値 (ppm)	0.024	0.006	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001
		測定局数	51	79	78	32	31	29	28	28	28	28	24
	自排局	年平均値 (ppm)	-	0.006	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
		測定局数	0	6	7	7	6	5	5	5	3	3	3
二酸化窒素	一般局	年平均値 (ppm)	0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014
		測定局数	21	75	77	72	72	72	72	72	72	72	63
	自排局	年平均値 (ppm)	0.027	0.034	0.033	0.032	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.024	0.023
		測定局数	11	15	17	22	24	26	27	27	28	28	23
一酸化炭素	一般局	年平均値 (ppm)	1.8	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
		測定局数	18	30	30	4	4	3	2	2	2	2	2
	自排局	年平均値 (ppm)	2.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
		測定局数	13	11	9	11	13	15	16	16	15	14	7
浮遊粒子状物質	一般局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	0.058	0.039	0.036	0.036	0.032	0.033	0.032	0.029	0.026	0.024	0.022
		測定局数	51	83	82	71	71	71	71	71	71	71	63
	自排局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	-	0.045	0.041	0.040	0.037	0.038	0.036	0.033	0.029	0.026	0.024
		測定局数	0	10	14	22	24	26	27	27	28	28	23
光化学オキシダント	一般局	年平均値 (ppm)	0.030	0.026	0.025	0.026	0.029	0.029	0.028	0.031	0.032	0.032	0.032
		測定局数	21	68	68	64	64	64	64	64	67	67	62
	自排局	年平均値 (ppm)	0.029	0.017	0.018	0.019	0.021	0.021	0.020	0.022	0.025	0.025	0.027
		測定局数	11	8	6	9	9	9	9	9	8	9	11

- (注) 1 年平均値は、全測定局のうちの有効測定局について算出した値である。  
 2 光化学オキシダントの年平均値は、昼間時間帯（5時～20時）における測定値の集計結果である。  
 3 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

## 環 境 基 準 の 定 め ら れ た 物 質 の 全 県 年 平 均 値 の 経 年 変 化



## 1 平成22年度環境基準非達成局の概要

### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

#### 環境基準非達成局の状況

局区分	測定局	平成22年度			平成21年度		
		年平均値	1日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況	年平均値	1日平均値の年間98%値	環境基準の達成状況
		(ppm)	(ppm)	(達成○・非達成×)	(ppm)	(ppm)	(達成○・非達成×)
自排局	大平(岡崎市)	0.037	0.061	×	0.039	0.061	×
	※環境基準の評価方法	—	0.060以下	—	—	0.060以下	—

※詳細は5ページをご覧ください。

### (2) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

#### 環境基準非達成局の超過時間別の状況

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた年間時間数		1~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701~800	801~900	901~1000	計
一般局 (測定局数)	22年度	0	0	9	16	13	21	1	2	0	0	62
	21年度	0	2	7	10	15	18	7	6	1	1	67
自排局 (測定局数)	22年度	1	1	3	2	4	0	0	0	0	0	11
	21年度	2	2	2	1	1	1	0	0	0	0	9



## 2 全国大都市県の環境基準達成率の推移

(単位：%)

項目	都府県名		19年度	20年度	21年度	22年度
二酸化硫黄	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100
		自排局	-	-	-	-
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	全国	一般局	99.8	99.8	99.6	
		自排局	100	100	100	
二酸化窒素	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	89	89	89	96
	東京都	一般局	100	100	100	100
		自排局	76	85	89	91
	神奈川県	一般局	100	100	100	100
		自排局	94	87	87	91
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	95	100	94.4	100
	全国	一般局	100	100	100	
		自排局	94.4	95.5	95.7	
一酸化炭素	愛知県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	大阪府	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	全国	一般局	100	100	100	
		自排局	100	100	100	
浮遊粒子状物質	愛知県	一般局	62	100	100	100
		自排局	70	96	100	100
	東京都	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	100
	神奈川県	一般局	100	100	100	100
		自排局	100	100	100	97
	大阪府	一般局	99	100	100	100
		自排局	97	100	100	100
	全国	一般局	89.5	99.6	98.8	
		自排局	88.6	99.3	99.5	
光化学 オキシダント	愛知県	一般局	0	0	0	0
		自排局	0	0	0	0
	東京都	一般局	0	0	0	0
		自排局	-	-	-	-
	神奈川県	一般局	0	0	0	0
		自排局	-	-	-	-
	大阪府	一般局	0	0	0	0
		自排局	0	0	0	0
	全国	一般局	0.1	0.1	0.1	
		自排局	3.3	0	0	

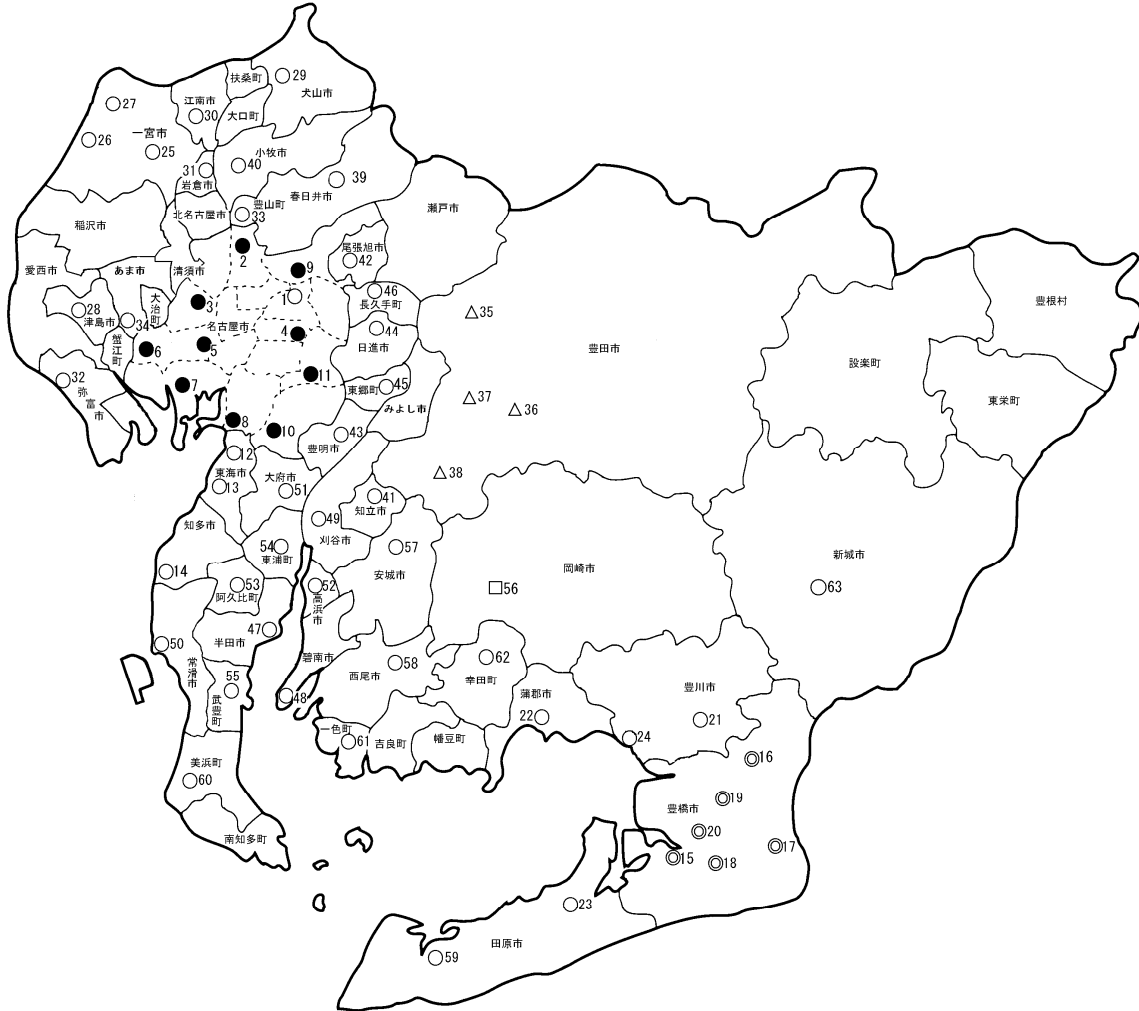
(備考) 1 「-」は測定していないことを表す。

2 東京都、神奈川県、大阪府及び全国のデータは、各都府県及び環境省の資料による。

3 平成22年度の空欄は、未公表であることを示す。

図1-1

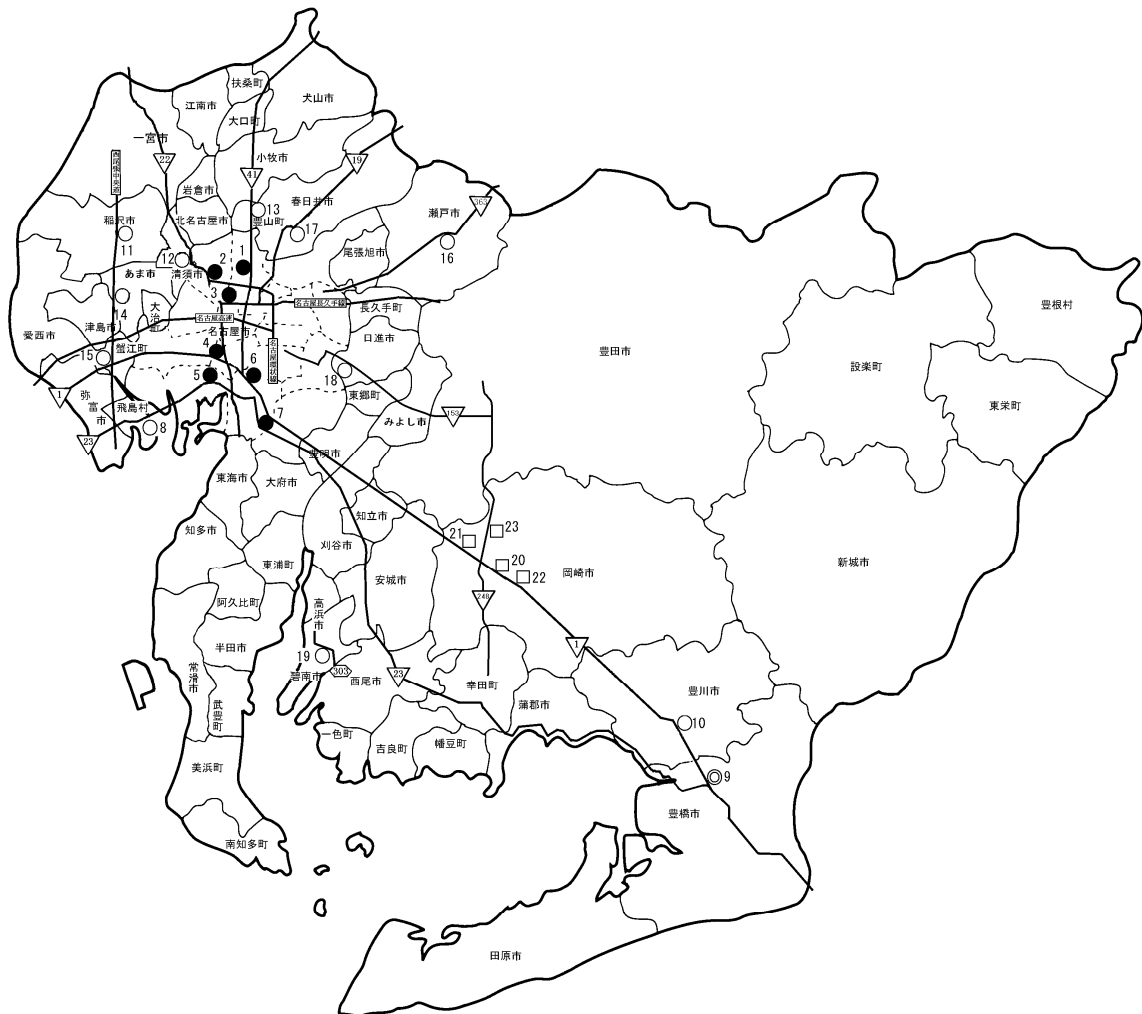
一般環境大気測定局配置図



凡 例	
○	県管理測定局
●	名古屋市管理測定局
◎	豊橋市管理測定局
□	岡崎市管理測定局
△	豊田市管理測定局

図1-2

自動車排出ガス測定局配置図



凡 例	
○	県管理測定局
●	名古屋市管理測定局
◎	豊橋市管理測定局
□	岡崎市管理測定局
△	豊田市管理測定局

## 第2 有害大気汚染物質モニタリング結果

### 1 調査期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### 2 調査機関

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市

### 3 調査地点数

地域分類 調査機関	一般環境	工業地帯	沿道	合計
愛知県	1	2	1	4
名古屋市	1	2	2	5
豊橋市	2	0	1	3
岡崎市	1	0	1	2
豊田市	3	0	2	5
合計	8	4	7	19

### 4 調査結果

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準をすべて達成しました。

指針値が定められているアクリロニトリル等の8物質については、指針値をすべて満足しました。

調査結果は次のとおりです。

#### (1) 環境基準の定められている物質

##### ア ベンゼン

環境基準については、平成21年度に続き19地点すべて達成しました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.78\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ (21年度  $0.79\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

##### イ トリクロロエチレン

環境基準については、平成21年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、 $0.13\sim 1.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ (21年度  $0.19\sim 1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

##### ウ テトラクロロエチレン

環境基準については、平成21年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、0.071～1.3  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (21年度 0.11～0.87  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

### エ ジクロロメタン

環境基準については、平成21年度に続き17地点すべて達成し、基準値を大幅に下回りました。

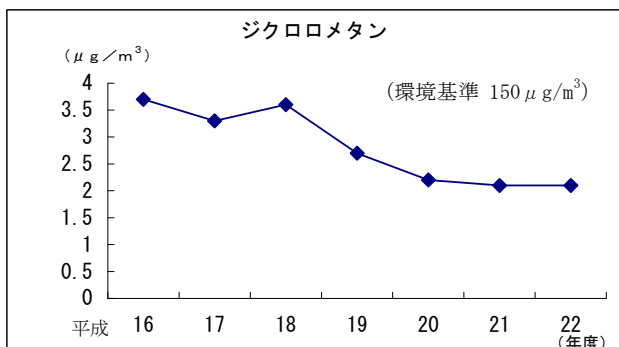
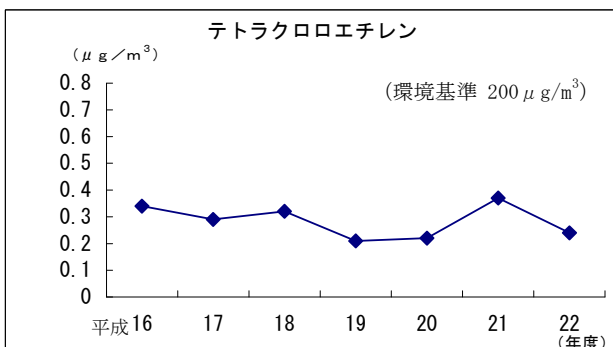
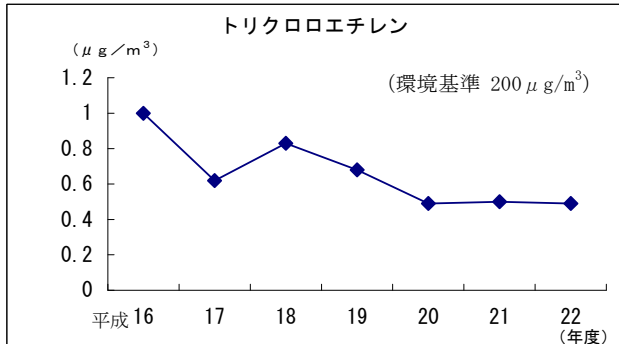
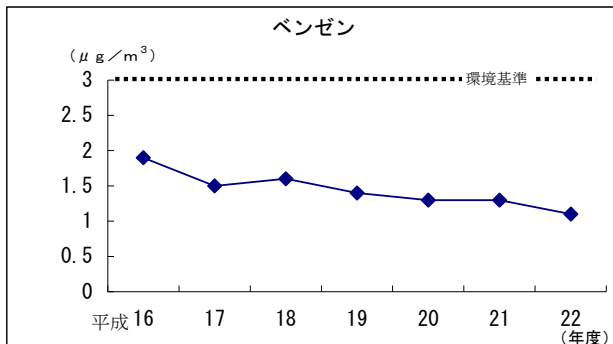
調査地点ごとの年平均値の濃度範囲は、1.0～4.7  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (21年度 1.0～4.0  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )です。

## 環境基準の達成状況

調査対象物質	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
調査地点数	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17
環境基準を達成した調査地点数	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17
達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.46 ～ 1.7	0.79 ～ 1.7	0.78 ～ 1.7	0.18 ～ 1.3	0.19 ～ 1.7	0.13 ～ 1.8	0.081 ～ 0.46	0.11 ～ 0.87	0.071 ～ 1.3	0.87 ～ 4.0	1.0 ～ 4.0	1.0 ～ 4.7
全県年平均値	1.3	1.3	1.1	0.49	0.50	0.49	0.22	0.37	0.24	2.2	2.1	2.1
環境基準	年平均値 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

(注) 1  $\mu\text{g}$  (マイクログラム) は100万分の1g。

## 環境基準が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化



(2) 指針値の定められている物質

指針値が定められているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物については、指針値をすべて満足しました。

指 針 値 の 達 成 状 況

調査対象物質	アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			水銀及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )			ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
年度	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
調査地点数	17	17	17	17	17	17	15	15	15	15	15	15
指針値を満足した調査地点数	17	17	17	17	17	17	15	15	15	15	15	15
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
年平均値の濃度範囲	0.020	0.019	0.0087	0.0051	0.006	0.0073	1.1	1.5	1.5	0.91	1.7	1.8
	～ 0.22	～ 0.28	～ 0.41	～ 0.055	～ 0.50	～ 0.086	～ 3.1	～ 3.3	～ 2.8	～ 18	～ 11	～ 11
全県年平均値	0.070	0.090	0.090	0.021	0.080	0.029	2.0	2.1	2.0	4.7	4.3	4.7
指 針 値	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $25\text{ng}/\text{m}^3$ 以下		

調査対象物質	クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			ヒ素及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )		
	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
年度	20	21	22	20	21	22	20	21	22	20	21	22
調査地点数	17	17	17	17	17	17	19	19	19	14	14	14
指針値を満足した調査地点数	17	17	17	17	17	17	19	19	19	-	-	14
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-	-	100
年平均値の濃度範囲	0.070	0.096	0.12	0.065	0.074	0.091	0.062	0.11	0.049	0.26	0.38	0.66
	～ 0.52	～ 0.47	～ 1.0	～ 0.25	～ 0.28	～ 0.30	～ 0.30	～ 1.2	～ 0.24	～ 1.9	～ 1.6	～ 1.7
全県年平均値	0.17	0.20	0.29	0.13	0.17	0.16	0.17	0.28	0.14	1.1	1.1	1.2
指 針 値	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下			年平均値 $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下		

(注1) 指針値とは、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つである。上記8物質について、指針値が設定されている。

(注2)  $1\mu\text{g}$  (マイクログラム) は100万分の1g、 $1\text{ng}$  (ナノグラム) は10億分の1gである。

## 指針値が定められている有害大気汚染物質の 全県年平均値の経年変化

